

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 基金

一 機構は、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、第十八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けるものとする。 （附則第五条の二第一項関係）

二 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。 （附則第五条の二

### 第二項関係）

三 基金の運用に関し、通則法第四十七条等の規定を準用すること。 （附則第五条の二第三項関係）

四 機構は、基金を廃止する場合において、基金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬものとする。 （附則第五条の二第四項関係）

## 第二 業務方法書

一 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（第一の一に掲げる業務（基金を

これに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。）に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。こと。（附則第五条の三第一項関係）

二 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。こと。

（附則第五条の三第二項関係）

### 第三 中期目標及び中期計画

一 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。こと。（附則第五条の四第一項関係）

（一）

二 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（革新的新技術研究開発業務に係る部

分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。こと。(附則第五条の四第二項関係)

#### 第四 区分経理

機構は、革新的新技術研究開発業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。こと。(附則第五条の五関係)

#### 第五 国会への報告等

- 一 機構は、毎事業年度、革新的新技術研究開発業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならないものとする。こと。(附則第五条の六第一項関係)
- 二 文部科学大臣は、報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。こと。(附則第五条の六第二項関係)

#### 第六 過料

第一の三の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、二十万円以下の過料に処するものとする。こと。

(附則第五条の七関係)

## 第七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。